

新型コロナ後遺症を疑う症状に困ったら

新型コロナ後遺症とは、新型コロナウイルスに感染した後に、療養期間が終了したにも関わらず、症状が慢性化したり、異なる症状が新たに発生する症状です。

代表的な症状は倦怠感や咳・痰、集中力の低下などがあります。

後遺症かな？と思いましたら、まずは、県または県医師会のホームページをご覧ください、新型コロナ後遺症受診チェックシートを活用し、かかりつけ医や後遺症外来を受診して下さい。

HP <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/covid-19/kouisyoushou.html>

なお、ホームページをご覧になれない方は、直接、かかりつけ医にご相談ください。また、後遺症は重症化、長期化する恐れもあるため、それらを防ぐためには周囲の方の理解が重要です。

問合せ

●後遺症全般について

埼玉県保健医療部新型コロナウイルス対策担当

☎048・830・7961

●その他新型コロナ全般について

埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター

☎0570・783・770

特定健康診査・後期高齢者健康診査は受けましたか？

40歳以上で長瀬町国民健康保険加入者対象の特定健康診査及び後期高齢者医療保険加入者対象の健康診査について、今年度発行の受診券の有効期限は12月31日となっております。

ご自身の健康のため、ご家族のため、ご友人のため、ぜひ特定健診を受診しましょう。

特定健診を受診することが、生活習慣病予防・改善につながります。

ご自身が対象でない方も、対象のご家族やご友人で受診していない方がいらっしゃれば、受診を勧めてください。

まだ受診をしていない方で受診券等がお手元に無い方は、再発行をさせていただきますので担当までご連絡をお願いします。

問合せ

健康福祉課 健康担当 ☎66・3111 内線132、133

特別障害者手当・障害児福祉手当について

特別障害者手当

■手当を受給できる方

20歳以上の在宅の重度障害者であって、日常生活において常時特別の介護を要する方

- ・身体障害者手帳の1級から2級程度の障害が2つ以上重複している方
- ・身体障害者手帳の1級から2級程度の障害が1つと3級程度の障害が2つ以上重複している方
- ・特に重度の身体機能の障害があるため、日常生活動作が全介助に近い状態であると認められる方
- ・内部障害等で、安静度が絶対安静の方
- ・精神障害（知的障害を含む）で日常生活能力が全介助に近い状態であると認められる方

■支給の対象とならない方

- ・病院等に継続して3か月を超えて入院している方
- ・施設等に入所している方
- ・本人又は同居の親族の所得が一定以上ある方

■支給月額

27,300円（2,5,8,11月に3か月分を合算した額を支給）

障害児福祉手当

■手当を受給できる方

20歳未満の在宅の重度障害児であって、日常生活において常時介護を必要とする方

- ・身体障害者手帳の1級の一部又は2級の一部の障害を有する方
- ・知的障害であって障害者手帳^④相当の方
- ・精神障害、血液疾患等で上記と同程度の障害を有する方

■支給の対象とならない方

- ・施設に入所している方
- ・障害を支給事由とする公的年金を受給している方
- ・本人又は同居の親族の所得が一定以上ある方

■支給月額

14,850円（2,5,8,11月に3か月分を合算した額を支給）

問合せ

長瀬町役場 健康福祉課 福祉担当 ☎66・3111 内線135

埼玉県秩父福祉事務所 生活保護・地域福祉担当 ☎22・6228